

財務省第9入札等監視委員会
令和6年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年9月12日（木） 大阪合同庁舎第三号館1階会計課会議室	
委員	委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） 委員 瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士） 委員 石田 眞得（関西学院大学法学部 教授）	
審議対象期間	令和6年4月1日（月）から 令和6年6月30日（日）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	一件	
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	4件	契約件名： 令和6年度貨物運送に係る請負業務 契約相手方： 岡山県貨物運送株式会社 （法人番号 4260001001001） 契約金額： 契約単価 @33,660 円ほか （予定調達総額 2,688,950 円（税込み）） 契約締結日： 令和6年4月1日 担当部局： 近畿財務局
		契約件名： 舞鶴税関支署他5庁舎等において使用する電気の需給 契約相手方： ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 （法人番号 8010001067848） 契約金額： 契約単価 @17.62 円ほか （予定調達総額 3,625,958 円（税込み）） 契約締結日： 令和6年6月7日 担当部局： 大阪税関
		契約件名： 令和6年度 神戸税関管内5庁舎（岡山県内）清掃業務委託 契約相手方： 株式会社研美社（法人番号 9260001002283） 契約金額： 3,828,000 円（税込み） 契約締結日： 令和6年4月1日 担当部局： 神戸税関
		契約件名： レンタカー利用契約 契約相手方： 株式会社日産レンタカーソリューション （法人番号 4040001013464） 契約金額： 契約単価 @6,380 円ほか （予定調達総額 18,026,140 円（税込み）） 契約締結日： 令和6年4月1日 担当部局： 大阪国税局
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数 1者関連	4件	・ 令和6年度貨物運送に係る請負業務 ・ 舞鶴税関支署他5庁舎等において使用する電気の需給 ・ 令和6年度 神戸税関管内5庁舎（岡山県内）清掃業務委託 ・ レンタカー利用契約
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
契約件名：令和6年度貨物運送に係る請負業務 契約相手方：岡山県貨物運送株式会社 （法人番号4260001001001） 契約金額：契約単価 @33,660 円ほか （予定調達総額 2,688,950 円（税込み）） 契約締結日：令和6年4月1日 担当部局：近畿財務局 検査は、毎年同じ程度の件数を実施しているのか。 また、契約相手方は、昨年度契約と同じ運送業者なのか。 参考見積りの提出を受けた業者は、今回の入札に参加したのか。 仕様書に定められた、施錠可能な密閉型荷台を有する車両で、発注者所有の施錠されたコンテナボックスを他者の運搬物と分別管理するという条件が、業者参入のネックになっているのではないか。 今回の入札では、競争参加資格を拡大し、公告期間を長めに設定しているが、結果的に応札業者が1者しかいないのであれば、搬送物の混載を可とするなど、仕様書で定める運送条件の緩和を検討してはどうか。	検査については、金融庁から年度毎に方針が示されており、近年は金融機関との対話が重視されて検査件数は少なかったが、令和6年度は検査予定件数が増加した。 令和5年度は随意契約・オープンカウンタ方式であったが、令和6年度は検査予定件数増に伴う予定価格増により一般競争入札方式を採用したところである。 なお、今年度の契約業者は昨年度とは異なる。 予定価格は、複数の参考見積りのうち、最も低価格のものから算出している。 しかし、今回の入札では、最も低価格の参考見積りを提出した業者は参加しなかった。 なお、参考見積りを複数の大手業者に依頼したが、多くの業者から、割に合わないとして断られた。 当該条件は、個人情報を含む書類や精密機械などの搬送物を安全かつ適切に運搬するために設定している。 搬送物の混載を可とするかなど、仕様書で定める運送条件をどこまで緩和できるのか検討の余地はあると思料される。

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名： 舞鶴税関支署他 5 庁舎等において使用する電気の需給 契 約 相 手 方： ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（法人番号 8010001067848） 契 約 金 額： 契約単価 @17.62 円ほか （予定調達総額 3,625,958 円（税込み）） 契 約 締 結 日： 令和 6 年 6 月 7 日 担 当 部 局： 大阪税関 本契約は例年行われているものか。 1 年毎に電気の契約を行うことは一般的であるのか。 低圧電力は通常の電圧とは異なるものか。通常の電力会社でも契約は可能なものか。 低圧電力は多くの電力会社で供給は可能であるが、応札があったのは 1 者であったということか。 1 回目の入札における再生可能エネルギー比率 35%以上という要件を外しても 1 者しか応札がなかったということか。 毎年、本契約を行っているとのことであるが昨年はどうであったか。 低圧電力の契約は規模も小さく、利益がでないため応札者が少ないということか。 他の契約をまとめて規模を大きくすることはできないのか。	そのとおり。例年、7 月から翌年 7 月まで本件庁舎等において低圧電力の調達を行っている。 光熱水費は長期継続契約も可能であるが、本件のように 1 年毎に入札を行うことによって調達コストを下げられる可能性があるので、原則毎年入札を行うこととしている。 通常の電力会社から低圧電力や従量電灯の供給を受けることが可能である。一方で大きな庁舎等になると高圧電力の供給を受ける必要があり、別の供給形態となる。 そのとおり。 そのとおり。 電気の調達については毎年入札を行っているが、令和 3 年頃から海外での戦争等の影響もあり、燃料費が高騰したことから各業者の入札参加が困難となり、不調となることが数年続いた。 そのように聞いている。 本件では関西地域の低圧電力をまとめて入札を行っている。御提案については、大阪税関が管轄する北陸の低圧電力を本契約にまとめることが考えられ、既にその可否について業者に聴取も行っているが、事務手続が煩雑となるので入札参加しないと

意 見 ・ 質 問	回 答
関西と北陸両地域で供給できる業者が少ないということか。 低圧電力は利益が少ないということか。 説明にあった通り新規業者の開拓に努めるといったことを実施されたい。 昨年は不落随契しているのか。 従量電灯や低圧電力は一般家庭用といったイメージか。 公告期間が 14 日間と短期間にしているのは不落となった 1 回目の入札において本件応札可能業者が把握できていたためか。 1 回目の入札において再生可能エネルギー比率 35%以上といった要件を設定した理由は、環境に配慮した契約を行うためか。 昨年も再生可能エネルギー電気の入札を行っているのか。 1 者応札の改善について何か案はあるか。 事前に 7 者に聴取したとのことであるが、再生可能エネルギー比率 35%以上の達成について取組を進めたいといった話はあったか。	いった返答を受けている。このため当関では関西と北陸で低圧電力調達の契約を分けている。 高圧電力の応札者を見ると関西、北陸両地域で応札している業者もいるため、対応は可能かと思われるが、低圧電力については参加しないといった回答を数社から受けている。 関西、北陸両地域での手続が必要となる一方、規模が小さいため労力に対して利益が少ないといったことが考えられる。 承知した。 昨年も契約者は本件契約者と同じであるが、不落随契であったかは調べられていない。 従量電灯は一般家庭用、低圧電力は少し規模の大きい共同住宅、町工場といったイメージである。 そのとおり。 環境配慮契約法に基づく基本方針というものがあり、国や独立行政法人等は、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めることとされており、まず 1 回目については再生可能エネルギー電気が調達できるよう入札を行っている。 そのとおり。 電気小売事業者は多数あり、再生可能エネルギーについても以前と比べると国が調達に取り組んでいることもあり事業者も供給しやすい状況となっている。当関も新規事業者の開拓に取り組む一方、再生可能エネルギーの要件を達成できる事業者も増えてくるのではないかと考えている。 再生可能エネルギー比率 35%以上を要件とした高圧電力の調達においては 5 者が応札した。残りの者も取組を進め応札が可能となるのではないかと

意 見 ・ 質 問	回 答
長期継続契約が可能とのことであったが、長期契約とした場合、応札者が増えるのではないか。	考えている。 過去には燃料費が高騰したこともあり、長期となると単価の見通しが難しいため応札者が減るといった懸念がある。

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名： 令和 6 年度 神戸税関管内 5 庁舎 （岡山県内）清掃業務委託 契 約 相 手 方： 株式会社研美社 （法人番号 9260001002283） 契 約 金 額： 3,828,000 円（税込み） 契 約 締 結 日： 令和 6 年 4 月 1 日 担 当 部 局： 神戸税関 同時期に調達した他地域の清掃契約の方で岡山県内の業者が入札参加しているのに、なぜ、本件は 1 者応札となったと考えているか。 1 者応札であるが、落札率が高水準でない理由は。 他地域の清掃契約の契約状況と比べてどうか。 1 者応札であっても一定の落札率になったということは、ある意味では競争原理が働いたとも考えられるが、今後に向けた取組は。 1 者応札というのは一般的な国民目線として疑問に受け止められかねない。結果的に 1 者応札になったとしても、入札手続の過程で入札参加しようよう等の努力を行っていることを記録に残しておいてもらいたい。	本件契約は過去にも今回の契約者が落札していることはあるが、その際は 1 者応札だったわけではなく、仕様も他の清掃契約と同様に一般的な内容のため、個々の業者の判断によるものと思われる。 予定価格としては適正な水準と考えており、今回の契約者が応札にあたり企業努力等もあったものと考えている。 他地域においては、複数者が応札しているが、本件契約と比べて落札率等で大きな違いはない。 入札により競争原理を働かせることが重要と考えているため、今後とも入札に際しては複数の応札者となるよう、参加しようよう等を続けていきたい。 承知した。

意見・質問	回答
契 約 件 名： レンタカー利用契約 契 約 相 手 方： 株式会社日産レンタカーソリューション（法人番号 4040001013464） 契 約 金 額： 契約単価 @6,380 円ほか （予定調達総額 18,026,140 円（税込み）） 契 約 締 結 日： 令和6年4月1日 担 当 部 局： 大阪国税局 予価積算時に参考見積りとして1者から見積りを徴しているが、他の業者から見積りを徴していないのか。 予価価格の積算時に、各車両の予定数量を積算しているが、車種が多いのは理由があるのか。 過去から1者応札となっているが、その要因として大きく影響しているのは何か考えられるか。 1者応札の改善策としてはどのようなことが挙げられるか。 今後については仕様書の変更、例えば、区分分けを検討するほか、国税庁で全局分集約して契約するなど、1者応札の改善に向けて検討していただきたい。	予定価格積算のため、複数者に見積りを依頼したが、見積りを提出してくれたのが1者のみであった。 通常の調査・徴収事務に利用するほか、税務署においては、確定申告期に外部に確定申告会場を設けている税務署もある。その場合は、確定申告会場設営・撤去等に貨物車を借り、物品等の搬出入を行うため、車種が多くなっている。 仕様書の条件を満たす業者が限られていると思料する。 仕様書上、「営業所については、各都道府県に1か所以上有していること。」としているため、全国展開しているレンタカー業者であっても、各地域で法人としては別人格となっており、全国に営業所を有していない場合もある。 1者応札の改善としては仕様書の見直し、十分な公告期間の確保、広く入札参加勧奨が挙げられる。 仕様書の見直しとしては、例えば「営業所が各都道府県に1か所以上有している」という仕様を関西とそれ以外などの区分分けすること一つと思料する。 承知した。